

# 4

## 理事会運営規則

# 4 理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 理事会の種類及び構成

### (理事会の種類)

**第2条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、年3回定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 定款第37条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (理事会の構成)

**第3条** 理事会は、すべての理事をもって組織する。

## 第3章 理事会の招集

### (招集者)

- 第4条** 理事会は代表理事が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

**(招集通知)**

**第5条** 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、(各理事及び各監事に対して)通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

**第4章 理事会の議事****(理事会の議長)**

**第6条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

**(理事会の決議方法)**

**第7条** 理事会に付議された事項は、定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

**(決議の省略)**

**第8条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

**(報告の省略)**

**第9条** 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

**(監事の出席)**

**第10条** 監事は、理事会に出席し、必要であると認めた場合は意見を述べなければならない。

## 4 理事会運営規則

(関係者の出席)

第 11 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 12 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録）をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名（記名押印）しなければならない。

(議事録の配付)

第 13 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

### 第 5 章 理事会の権限

(権 限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行なう。

(決議事項)

第 15 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令で定める事項
  - イ この法人の業務執行の決定
  - ロ 代表理事並びに業務執行理事の選任及び解職
  - ハ 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - ニ 多額の借財
  - ホ 重要な使用人の選任・解任
  - ヘ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - ト 内部管理体制の整備
  - チ 定款第 4 1 条に規定する理事の取引の承認
  - リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
  - ヌ 事業報告及び決算の承認
  - ル その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
  - イ 下記の規程・規則の制定、変更及び廃止
    - ① 寄附金等取扱規程

- ② 基本財産管理規程
- ③ 財産管理運用規程
- ④ 経理規程
- ⑤ 特定資産取扱規程
- ⑥ 理事の職務権限規程
- ⑦ 理事会運営規則
- ⑧ 委員会規程
- ⑨ 情報公開規程
- ⑩ 個人情報保護規程
- ⑪ その他必要な事項の規程
- ロ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- ハ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
  - イ 重要な事業外の契約の締結、解除、変更
  - ロ 重要な事業外の争訟の処理
  - ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

**第 16 条** 理事が定款第41条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項
- 2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

**第 17 条** 代表理事並びに執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

# 4 理事会運営規則

## 第6章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第7章 雑則

(改 廃)

第19条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟設立登記の日から施行する。

別 表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
  - イ 定款第45条第3項第2号の規定による代表理事以外の請求をうけた招集
  - ロ 定款第45条第3項第3号の規定による代表理事以外の請求をした理事の招集
  - ハ 定款第45条第3項第4号前段の規定による監事の請求をうけた招集
  - ニ 定款第45条第3項第4号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 定款第41条第2項の規定による理事の報告
  - ロ 定款第37条（第1項）第4号の規定による監事の報告
  - ハ 定款第37条（第1項）第3号の規定による監事の意見
- 6 定款第52条により議事録署名人とされた監事で、理事会に出席した者の氏名
- 7 定款第47条の規定による議長の氏名

II 定款第50条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事・監事の氏名

III 定款第51条の報告省略（理事会）

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事・監事の氏名

以上